

鳥取縣公報

本書ノ本ハ國定規格 A5 判

昭和二十四年七月十五日 金曜日
第二千二十八号

條例

◇鳥取縣條例第四十九号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第二十三号縣有船舶貸付使用料條例中次のように改め昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有船舶貸付使用料條例中改正條例

別表を次のように改める。

船舶貸付料

船名

一日貸付料

久松丸

三、五〇〇円

因伯丸

三、三〇〇円

米子丸

一、二〇〇円

規則

◇鳥取縣規則第六十二号

馬の流行性腦炎予防規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

馬の流行性腦炎予防に關する規則

第一條 家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定により
当分の間別表の区域から馬又はその屍体若しくは病毒
傳播の虞ある物品の移入を禁止する。

第二條 別表の区域以外から移入しようとする馬につい
ては馬の流行性腦炎予防注射（本年三月以降に注射し

石材運搬船 九〇〇円
側開土運搬船 九〇〇円

00856

たもの) 済みのものでなければならぬ。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

(別表)

長野縣、宮城縣、群馬縣

◇鳥取縣規則第六十三号

豚コレラ予防に関する規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

豚コレラ予防に関する規則

第一條 家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定により
当分の間別表の区域から豚及び豚コレラの病毒傳播の
虞ある物品の移入を禁止する。

第二條 別表の区域以外から移入しようとする豚につい
ては移入前三箇月以内二週間以前に豚コレラ予防
注射を受けたものでなければならぬ。

第三條 移入した豚は最寄りの家畜防疫委員に届け出て、

病毒散まんの虞ない場所に一週間隔離、けい留の後家
畜防疫委員の許可を受けなければその豚の移動はでき
ない。

第四條 この規則は屠殺のため屠場へ直行する豚には適
用しない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十四年四月鳥取縣規則第三十一号及び昭和二十四
年五月鳥取縣規則第三十七号はこれを廃止する。

(別表)

東京都、埼玉縣、神奈川縣、靜岡縣、茨城縣、福島
縣、秋田縣、宮城縣、山形縣、京都府、兵庫縣、奈
良縣、愛媛縣、高知縣、香川縣、千葉縣、岩手縣

◇鳥取縣規則第六十四号

縣有種牡豚貸付規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00857

縣有種牡豚貸付規則

第一條 種豚の改良及び血液の更新をはかるため、この
規則により縣有種牡豚を畜産農業協同組合連合会に対
して貸付する。前項の縣有種牡豚の貸付を受けた畜産
農業協同組合連合会(以下借受者という)は貸付種牡
豚を種豚の改良並びに血液の更新をはかるに適當と認
める者に貸付しなければならない。

第二條 縣有種牡豚の貸付を受けたいものは知事の指定
する期日までに別紙第一号様式による申請書を知事に
提出しなければならない。

第三條 縣有種牡豚の貸付を受けたときは借受者は速や
かに最終借受者を決定して別紙第二号様式による借受
証を知事に提出しなければならない。

最終借受者を変更したときも直ちにこれを知事に報告
しなければならない。

第四條 縣有種牡豚の貸付期間は貸付の日より滿二箇年
とする。

但し貸付後知事が必要と認めるときは貸付期間を変更

することができる。

第五條 借受者は貸付種牡豚を農業共済保險に附さなけ
ればならぬ。

第六條 借受者は貸付種牡豚の借受時の價格に相當する
金額をその貸付の日から二箇年賦で知事の指定する期
日に納入しなければならない。

但し借受者が特別の事由ある場合において知事は借受
者の申請により納入すべき期日を変更し或は滿二箇年
以内においてその全額を納入することができる。

前項の金額を完納した借受者に対し知事はその種牡豚
を無償譲与する。

第七條 貸付種牡豚が失踪、盜難、へい死、その他重大
な事故を生じたときは直ちに知事に届け出でなければ
ならない。

前項の場合借受者はその種牡豚の借受時の價格に相當
する金額の全額を賠償しなければならない。

但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由による
と知事か認めるときは賠償金額を減免することができる

る。

第八條 貸付種牡豚の受領は知事の指定する期日及び場所で行いこれに要する費用及び飼養管理その他一切の費用は借受者の負担とする。

第九條 借受者は別紙第三号様式による台帳を備え貸付種牡豚について該当欄に必要事項を記載しなければならない。

第十條 借受者がこの規則に違背したときは知事は貸付種牡豚を返納させることができる。

この場合借受者はこれによつて生ずる損害の賠償を請求することができなす。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

第一号様式

縣有種牡豚貸付申請書

一、種牡豚 頭

右縣有種牡豚貸付規則により貸付を受けたいので次の事項を具し申請致します。

年 月 日

借受者 團體長名 ㊦

鳥取縣知事 殿

記

一、種豚改良計画

第二号様式

縣有種牡豚借受証

別記の縣有種牡豚を借受致しましたので昭和二十四年七月十五日鳥取縣規則第六四号縣有種牡豚貸付規則を守りこの借受証を提出します

昭和 年 月 日

借受者 團體長名 ㊦

鳥取縣知事 殿

別 記

貸付番号	姓名	生年月日	借受期間	借受價格	最終借受者	摘要

第三号様式

借 受 台 帳

貸付番号	姓名	生年月日	性	引取場所	借受期間	血統

◇鳥取縣規則第六十五号

無畜農家解消縣有緬羊貸付規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

無畜農家解消縣有緬羊貸付規則

第一條 無畜農家の解消を計るため、この規則により縣有緬羊を縣内の緬羊農業協同組合、畜産農業協同組合連合会その他適当と認める團體に対して貸付する。

前項の團體で縣有緬羊の貸付を受けたいもの(以下借受者という)はこれを無畜農家に貸付しなければならなす。

第二條 縣有緬羊の貸付を受けたいものは知事の指定する期日までに別紙第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第三條 縣有緬羊の貸付を受けたときは借受者は速かに最終借受者を決定して別紙第二号様式による借受証を知事に提出しなければならない。

最終借受者を変更したときは直ちにこれを知事に報告しなければならない。

第四條 縣有緬羊の貸付期間は貸付の日より満三箇年とする。

但し貸付後知事が必要と認めるときは貸付期間を変更することができる。

第五條 借受者は貸付緬羊が生後満五箇月以上経過した時農業共済保険に附さなければならぬ。

第六條 借受者は貸付緬羊の借受時の價格に相当する金

額をその貸付の日から三箇年賦で毎年知事の指定する期日に納入しなければならぬ。
 但し借受者が特別の事由ある場合において知事は借受者の申請により納入すべき期日を変更し、或は満三箇年以内に於いてその金額を納入することができる。
 前項の金額を完納した借受者に対し知事はその緬羊を無償譲与する。

第七條 貸付緬羊が失踪、盗難、へい死その他重大な事故を生じたときは、直ちに知事に届け出でなければならぬ。
 前項の場合借受者は、その緬羊の借受時の価格に相当する金額の全額を賠償しなければならない。
 但し事故の原因が天災その他やむを得ない事由によると知事が認めるときは賠償金額を減免することができる。

第八條 貸付緬羊の受領は知事の指定する期日及場所で行ふ、これに要する費用及び飼養管理その他一切の費用は借受者の負担とする。

第九條 貸受者は別紙第三号様式による台帳を備え、貸付緬羊について該当欄に必要事項を記載しなければならぬ。
 第十條 借受者がこの規則に違背したときは、知事は貸付緬羊を返納させることができる。
 前項の場合借受者はこれによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

第一号様式

無畜農家解消縣有緬羊借受申請書

性別 牝 頭
 牝 頭

右の通り無畜農家解消縣有緬羊貸付規則に依り緬羊を借受けたいので次の事項を具し申請します。

年 月 日

借受者 園 林 長 名 殿

鳥取縣知事 殿

記

- 一、無畜農家解消計画
- 二、其の他参考事項

第二号様式

縣有緬羊借受証

別記の通り縣有緬羊を借受け致しましたので昭和二十四年七月十五日鳥取縣規則第六十五号無畜農家解消縣有緬羊貸付規則に依りこの借受証を提出致します。

昭和二十四年 月 日

借受者 園 林 長 名 殿

鳥取縣知事 殿

別 記
 貸付緬羊連名簿

貸付番号	姓名	生年月日	借受期間	借受價格	最終借受者	摘要
			自			
			至			

第三号様式

借 受 台 帳

管理場所 郡市町村大字番地 氏 名

貸付番号	名 号	性	生年月日	耳標番号	産 地	血 統	引取場所	借受時の價格	家畜保險加入年月日	保險金額

◇鳥取縣規則第六十六号

鳥取縣協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則を次のように定める。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣協同農業普及事業に従事する

専門技術員審査規則

第一條 鳥取縣協同農業普及事業條例第十一條に基く專

00862

門技術員の審査はこの規則に基いて行うものとする。
第二條 知事は審査を実施するにあたり予め農林大臣と協議するとともに終了後二箇月以内に審査の実施状況を書面をもつて報告するものとする。

第三條 審査は中国地区専門技術員審査委員会(以下委員会という)に委嘱して行うものとする。

第四條 審査は原則として毎年一回実施する。但し特に必要あるときは臨時に審査を行うことができる。

第五條 審査の実施期日、場所、審査出願書の受付期間、専門項目、審査課題に関する事項その他審査施行上必要な事項は審査実施期日の三箇月以前にこれを公示する。

第六條 審査は書面による審査と口頭による審査に分けて行う。

第七條 書面による審査は第五條の専門項目中審査を受けようとする項目に関する業績の報告書と委員会の選定した審査課題に対する報告書について行う。

第八條 口頭による審査は前條の確認を行うとともに専門技術員として必要と認められる健康、人格等についても併せて行うものとする。

第九條 審査を受けようとする者は左の各号の一に該当する者でなければならない。

一、旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上国、公共団体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む。)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は國、公共団体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む。)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者

二、旧制専門学校、新制短期大学又はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者又は実業学校教育検定期程 中学校高等女学校教員検定期程及び

00863

専門学校卒業程度検定期程による農業又は家政に関する学科目の試験検定に合格した者で卒業又は合格後六箇年以上国、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む。)において試験研究若しくは教育に従事した者又は國、公共団体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む。)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者

三、旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)新制高等学校又は外国におけるこれと同等の学校を卒業した者、又は実業学校卒業程度検定期程及び専門学校入学者検定期程による試験検定に合格した者で卒業又は合格後十箇年以上国、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む。)において試験研究若しくは教育に従事した者又は國、公共団体、法人の組織(外国にあるものを含む。)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者

第十條 審査を受けようとするものは左に掲げる書類を知事が示した期日までに知事に提出しなければならない。

- 一、審査出願書(様式一)
- 二、履歴書(様式二)
- 三、前條各号の一に該当することを証明する資料
- 四、業績報告書
- 五、審査課題報告書
- 六、その他必要な資料

第十一條 知事は審査施行後一箇月以内に審査に合格した者の氏名を公示し合格者に対し合格証明書(様式三)を交付する。

第十二條 合格証明書を亡失又はき損したときは本人の申請(理由書を付す)によつて知事は再交付することができる。

第十三條 審査に関する提出書類に虚偽の記載をなした者は審査を停止し又はその合格を無効とするものとする。

前項に該当する者については一定期間審査の出願を停止することがある。
第十四條 審査手数料はこれを徴集しない。

附 則

第十五條 この規則は公布の日から施行する。
第十六條 第九條第一項及び第二項の農業に關する課程には第五條の専門項目に關係ある工科及び理科の課程を含むものとする。
第十七條 第九條中農業又は家政に關する教育機関とは農業又は家政に關する新制高等学校(旧制中等学校)又はこれと同等以上の教育機関とする。
第十八條 昭和二十四年度に限り第五條の期間を一箇月以前とする。

様式一(用紙半紙)

審査出願書

本籍

現住所

氏名(振仮名をつけること)

生 年 月 日
私儀〇〇〇の項目について専門技術員の審査を受けた
いので書類を具して願ひ上げます。
年 月 日
右 氏 名

知 事 宛

様式二(用紙半紙)

履 歴 書

本籍

現住所

氏名(振仮名をつけること)

学 業

一、年 月 何学校何科第何学年に入学

一、年 月 何学校何科卒業(又は何学校中途退学)

業 務

一、年 月 何官拜職命若しくは何業に従事

(職務内容を詳細に且つ明確に記載す)

る(こと)

一、年 月 何事由により退官若しくは廢業

賞 罰

一、年 月 何事由により何賞何罰を受く

身上に關する件

一、年 月 何事由により改氏名等

様式三

昭和 年 第 号

合 格 証 明

本籍地

氏 名
生 年 月 日

〇〇〇に關する専門技術員の審査に合格したことを証明する

年 月 日

知 事 印

告 示

◇鳥取縣告示第三百七十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市上町一六四番地

現住所 同

昭和二十四年七月五日第一、三九四号

堺 美 代 子

本籍地 日野郡福榮村大字神福七四六番地ノ一

現住所 同

昭和二十四年七月五日第一、三九五号

田 口 菊 子

本籍地 東伯郡倉吉町大字越中町二、一二二番地

現住所 鳥取市東品治町一一八番地山本太郎方

明治三十九年十月三十日生

昭和二十四年七月五日第一、三九六号
尾崎八重子
大正十四年三月十日生
本籍地 鳥取市材木町六〇番地ノ二
現住所 同

昭和二十四年七月五日第一、三九七号
朝倉とめ
大正十三年九月二十八日生
前住所 米子市道笑町二丁目二〇六番地
現住所 同四七番地

◇鳥取縣告示第三百七十三号

助産婦名簿登錄事項中次のとおり訂正した。
昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

前本籍地 氣高郡吉岡村大字吉岡五七四番地
現本籍地 同松保村大字桂見二五九番地
前住所 同吉岡村大字吉岡五七四番地
現住所 同松保村大字桂見二五九番地
昭和二十三年十月二十九日婚姻により前姓「那和」

を「北脇」に並びに本籍地、現住所変更により昭和二十四年七月二日名簿訂正方願出たので同年同月訂正
北脇久子
大正五年二月五日生

昭和二十四年五月二日住所変更により同年同月十日名簿訂正方願出たので同年七月五日訂正
安部シゲ

明治四十一年十月二十三日生

◇鳥取縣告示第三百七十四号

助産婦名簿から次の者を取消した。
昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

本籍地 東伯郡南谷村大字泰久寺一四三番地
住所 同

昭和二十四年五月二十日兵庫縣へ轉住により同年六月八日名簿取消方願い出たので同年七月五日取消
宮脇八千代
大正九年九月一日生
本籍地 西伯郡巖村大字蚊屋一三八番地ノ一
住所 同

昭和二十四年六月十七日三重縣へ轉住により同年同月二十四日名簿取消方願い出たので同年七月五日取消
嶋崎弘子
明治四十二年一月二十五日生

牛の結核病検査日程

第一班

第二班

◇鳥取縣告示第三百七十五号
家畜傳染病予防法第七條及び同法施行規則第三十一條により搾乳の用に供し又は供する目的で飼育されているすべての畜牛に対して結核病検査を次のように実施するから検査該当牛所有者及び管理者は右検査所に同牛をひきつけ検査を受けなければならぬ。
昭和二十四年七月十五日
鳥取縣知事 西尾愛治

検査月日	検査月日	検査月日	検査月日
九月二日	九月五日	同 三日	同 六日
検査月日	判定月日	検査月日	判定月日

検査場所	検査区域	検査時間	検査場所	検査区域	検査時間
鳥取市田島	三谷安治 小林義次郎	午前九時	同 古市	横山請次 水姓たか	午前九時
同 三日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 六日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 九日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 十二日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 十五日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 十八日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 廿一日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 廿四日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 廿七日	同 行徳	同	同 古市	同	同
同 三十日	同 行徳	同	同 古市	同	同

同 五日	同 八日	同 同	富安	大山道夫	同	同	同英村	福良与一	同 九時
同 六日	同 九日	同 同	吉方 立川	福長正一 小谷秀雄	同	同	氣高郡逢坂村	酪農組合	同 十時
同 七日	同 一〇日	同 西伯郡逢坂村	酪農組合	同 一〇時	同	東伯郡八橋町	同	同	同
同 八日	同 一日	同 光徳村	同	同 九時	同	三徳村	同	同	同
同 九日	同 二日	同 庄内村	同	同	同	旭村	同	同	同
同 一〇日	同 三日	同 大山村	同	同 一〇時	同	社村	同	同	同
同 一二日	同 五日	同 所子村	同	同	同	舍人村	同	同	同
同 一三日	同 六日	同 高麗村	同	同	同	上井町	同	同	同
同 一四日	同 七日	同 淀江町	同	同	同	長瀬村	同 林精一	同	同
同 一五日	同 八日	同 大高村	同	同 九時	同	西郷村	同	同	同
同 一六日	同 九日	同 尙徳村	同	同	同	上小鴨村	酪農組合	同	同
同 一七日	同 一〇日	同 成美村	同	同	同	小鴨村	同	同	同
同 一八日	同 一四日	同 幡郷村	同	同 一一時	同	高城村	同 高田鹿藏	同	同
同 一九日	同 一五日	同 夜見村	同	同 九時	同	由良町	酪農組合	同	同
同 二〇日	同 一六日	同 彦名村	同	同 一一時	同	花見村	同	同	同
同 二一日	同 一七日	同 和田村	同	同	同	浦安町	酪農組合、農産科学研 究所 山陰食品工業所	同	同
同 二二日	同 一八日	同 同	同	同	同	下郷村	酪農組合	同	同

同 二八日	一〇月一日	同 中浜村	同	同	同	同	安田村	同	同
同 二九日	同 二日	同 米子市皆生 長砂町	同 米子農商	同	同	同	赤崎町 成美村	酪農組合、縣種畜場 農林省種畜牧場	同
同 三〇日	同 三日	同 西伯郡上道村	同 堀口 要	同	同	同	北條村	酪農組合	同
一〇月一日	同 四日	同 外江町	同 柏木茂福	同	同	同	同	同	同
同 三日	同 六日	同 富益村	同 木村徳榮	同	同	同	日野郡溝口町	農林省開拓研究所 中国支所	同
同 四日	同 七日	同 夜見村	同 渡辺定春	同 一〇時	同	同	神奈川村	梅林喜久	同
同 五日	同 八日	同 御來屋町	同 坂谷幸一	同	同	同	日光村	清水 要	同
同 六日	同 九日	同 同	同 同	同	同	同	日光村	松江刑務所大山農場	同
同 七日	同 一〇日	同 同	同 同	同	同	同	根雨町	川上保壽	同
同 八日	同 一日	同 同	同 同	同	同	同	黒坂町	日野農林高等學校	同

註一、生後六箇月以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。

二、この検査の注射日より六十日前以後にツペルクリンに依る結核検査を行つたものは検査を受けることはできない。

鳥取縣告示第三百七十六号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年七月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取市吉方七八三番地 田中信儀
鳥取縣水産業会会長

00870

- 二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関
- 三、登録番号 第七号
- 四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
- 五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡八橋町大字徳万六四六ノ四
鳥取縣水産業会八橋荷受所

◇鳥取縣告示第三百七十七号

昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十五号災害復旧耕地事業補助規程第二條による昭和二十三年度水害復旧事業補助率を次のように定め昭和二十四年四月一日から適用する。

昭和二十四年七月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條による補助率を耕地事業については事業費の十分の五以内、公共施設事業については事業費の十分の六、五以内とする。

◇鳥取縣告示第三百七十八号

鳥取縣協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則に基き昭和二十四年度において次のように専門技術員の審査を行う。

昭和二十四年七月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、書面による審査の期間

昭和二十四年八月二十五日から八月二十九日まで

二、口答による審査の期日及び場所

- 1、期日 昭和二十四年八月二十六日
- 2、場所 農林省畜産試験場中国支場

三、審査を出願すべき専門項目

- (一) 病害虫 (二) 土壤肥料 (三) 稻 (四) 麦及び雑穀 (五) 菜及びいも類 (六) 畜産 (七) 生活改善 (八) 農機具及び畜力利用 (九) 農産加工 (十) 畜産加工 (十一) 農業経営 (十二) 果樹 (十三) 工芸作物

00871

四、提出書類及び期限

(一) 審査出願書 別記様式一

- 1、昭和二十四年八月五日まで
- 2、審査出願書に添附すべき書類

(1) 履歴書 別記様式二

(2) 出願資格を証明する資料

- (イ) 最終学校卒業証明書又は試験検定証明書
- (ロ) 関係勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料 (不審の点は再度資料を提出させることがある)

(ウ) 過去の業績報告書 別記様式三

(二) 審査課題に対する答案 八月十五日

審査出願書締切後縣より出願資格認定の通知を受けたものが提出する。

1 専門項目別審査課題 別記

- 2 作成要領 出願者において審査課題中より一題撰定し八〇〇〇字以内で作成すること

(三) 提出部数 各二部

五、願書提出先

鳥取縣農林部農務課技術係宛
(必ず書留郵便又は本人持参のこと)

六、審査出願資格

(一) 旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上国公共団体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関 (外国にあるものを含む) において試験研究若しくは教育に従事したもの、又は国公共団体若しくは法人の組織 (外国にあるものを含む) において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

(二) 旧制専門学校、新制短期大学、又はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農業又は家政に関する課程を修了したもの又は実業学校教員検定規程、中学校、高等女学校教員検定規程及び専門学校卒業程度検定規程による農業又は家

00872

政に關する学科目の試験檢定に合格した者で卒業又は合格六箇年以上、公共團體又は法人立の農業若しくは家政に關する試験研究教育機關(外國にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は國、公共團體若しくは法人の組織(外國にあるものを含む)において農業若しくは家政に關する実務又は普及事業に従事した者。

別記
舊制中等學校(旧制乙種農學校を含む)新制高等學校又は外國におけるこれと同等の學校を卒業した者又は実業學校卒業程度檢定規程及び專門學校入學者檢定規程による試験檢定に合格した者で卒業又は合格後十箇年以上、公共團體又は法人立の農業若しくは家政に關する試験研究教育機關(外國を含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は國、公共團體、法人の組織(外國にあるものを含む)において農業若しくは家政に關する実務又は普及事業に従事した者。

專門項目別審査課題

- 一、病害虫
 - 1、我國における病害虫撒粉防除の將來性について
 - 2、中國(又は山陽、山陰)地方における米麦の特殊病害虫について
 - 3、病害虫發生予察上の諸問題について
- 二、土壤肥料
 - 1、中國(又は山陽、山陰)地方における農耕地の地方の増強に關する具体的方策について
 - 2、中國(又は山陽、山陰)地方における水稻秋落間題に關する具体的改良方策について
 - 3、合理的施肥の要諦について
- 三、稻
 - 1、中國(又は山陽、山陰)地方における稻作の技術的欠陥とその改善方策について
 - 2、中國(又は山陽、山陰)地方における稻作の新技術とその導入について
- 四、麦及び雜穀

00873

一、中國(又は山陽、山陰)地方における麦作の技術的欠陥とその改善方策について
二、中國(又は山陽、山陰)地方における麦作の新技術とその導入について
三、中國(又は山陽、山陰)地方における雜穀の將來性とその対策について

五、そ菜及びびいも類

- 1、現在及び將來におけるそ菜園芸(又はいも類栽培)の重要と認むる問題について
- 2、そ菜の品種育成並びに普及の動向について
- 3、輸送そ菜園芸上の諸問題について

六、畜産

- 1、和牛の今後の改良方法として登録事業の普及發達以外に如何なる方策をとるべきか
 - 2、家畜の種類と飼料との關係について
 - 3、和牛界における傳染性流産及びトリコモナスの發生現況とその対策如何
- 七、生活改善

一、農民の生活改善上の困難性とその対策について
二、現下の食糧事情による農民の營養低下の実情とこれが具体的改善方策について
八、農機具及び畜力利用
一、中國(又は山陽、山陰)地方における農業機械化の動向について

- 2、農機具を鑑定する場合の測定方法について
- 3、中國地方の各種立地条件下(例えば水田と畑作、山地と平野等)において耕耘のため使役する場合牛と馬との畜力上の得失を比較せよ
- 4、黒毛和種の畜力は無角和種、朝鮮牛及びホルスタイン種に比して優劣ありや、若しありとすれば各品種の畜力上の差異を述べよ

九、農産加工

- 1、中國地方における農産加工の今後の進み方について論ぜよ
- 一〇、畜産加工
1、中國地方において既設工場のほかに新たに製乳工

00874

場(又は畜肉加工場)を設立しようとする場合
 (イ) 如何なる地方を撰ぶべきかその理由
 (ロ) 規模、設備、予算、運営、採算等の各方面につき抱負を述べよ

2、畜産物の自家加工について

一、農業経営

1、中国(又は山陽、山陰)地方の水田地帯(又は山村地帯)における農業経営改善方策について

2、最近における農業に関する科学技術の進歩を速かに農家の経営に導入する方途について

3、我国農業の婦人労働について

二、果樹

1、果樹園経営上今後の技術的対策如何

2、中国地区の果樹園経営上土壌管理の方策如何

三、工芸作物

1、〇〇縣における工芸作物〇〇〇(作物名)の重要性と改善方策について

2、〇〇縣において導入可能な工芸作物並びにその利

用について

様式(一)(用紙半紙)

審査出願書

本籍

現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

私儀〇〇〇の項目について専門技術員の審査を受けた

いので書類を具して願ひ上げます

年月日

右氏

名

知事宛

様式(二)用紙半紙

履歴書

本籍

現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

00875

学業

一、年月 何学校何科第何学年に入學

一、年月 何学校何科卒業(又は何学年中途退學)

業務

一、年月 何官拜職名若しくは何業に従事

一、年月 何事由により退官若しくは廃業

賞罰

一、年月 何事由により何賞何罰を受く

身上に関する件

一、年月 何事由により何と改氏名等

様式(三)

過去の業績報告書様式及び記載例

A、一、所属機関名 農林省農事試験場

二、職名 農林技官

三、職務内容 試験研究

(一) 研究事項とその概要

水稻に関する事項(温床育苗による葉稻熱病耐病性の早期検定について)

(二) 研究期間

自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日

(三) 発表場所又は発表書籍名とその年月

〇〇学会において発表(農学年月号より月号迄に掲載)

四 共同従事者の有無及び受持区分

なし

四、備考

B、一、所属機関名 〇〇農業専門学校

二、職名 教授

三、職務内容 教育

(一) 担当科目名

飼料学 家畜飼養学

(二) 担当期間

飼料学 八年三月月 家畜飼養学 三年

四 備考

家畜飼養学は飼料学担当中に併せて教育す

00876

C、一、所属機関名 ○○縣農業会

二、職 名 ○○縣農業会技師

三、職務内容 普及事業

(一) 乳牛の飼養管理

(1) 係名及び地位その他
○○郡農業会畜産係に技術員として奉職
従事年数 一四年

(2) 指導の内容及び地域
○○郡一円の実地指導

(3) 指導の内容及び地域
○○郡一円の実地指導

(四) 家畜の飼養管理

(1) 係名及び地位
○○縣農業会畜産課畜産係係長
従事年数 六年

(2) 指導の内容及び地域
主に乳牛 その他中小家畜の導入につい
て係長として勤務縣内○○割は実地指導

D、一、所属機関名 ○○立○○牧場

二、職 名 業務主任

三、職務内容 実務

(一) 従事の内容
家畜の改良増殖及び畜産製造業

(二) 飼養家畜の種類及び頭数(年平均)
乳牛 一五頭
豚 三〇頭

(三) 従事年数
一〇年

(四) 業績発表
雑誌○○年月号に発表

四、備考
牧場総面積及びその問題

00877

記載注意

一、所属機関名及び職名は現在又は最終のものを記入のこと。

二、主なる試験研究等についてはその内容を知り得る説明書又は出来得れば別に書籍を添付のこと。

三、職務内容の変更(試験研究から普及事業へ)あつた時は項を改め記入のこと。

四、各事項の内容は出来得る限り詳細に記入し、事項目に該当せぬものは備考としてその書式は任意とする。

○施設地	○反
○農地	○町
○放牧地	○町
○その他	○町

計